

第3章 医療事業

第1節 病院事業

市立青葉病院及び市立海浜病院は、地域の中核的な病院として市民の医療を担うとともに、救急医療・高度特殊医療等を分担し、高度化・多様化する医療需要に対応したきめ細やかな医療サービスを提供しています。

また、地域に開かれた開放型の病院として地域医療機関と連携を図り、紹介患者への医療サービスの提供等に努めています。

1 市立青葉病院

＜診療科目＞	内科 精神科 脳神経内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 血液内科 感染症内科 糖尿病・代謝内科 内分泌内科 リウマチ科 小児科 外科 消化器外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 歯科 麻酔科 病理診断科 救急科
＜病床数＞	369床
＜診療受付＞	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始は除く） 午前8時30分～午前11時00分
＜所在地＞	中央区青葉町1273番地2
＜電話番号＞	227-1131

2 市立海浜病院

＜診療科目＞	内科 脳神経内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 感染症内科 糖尿病・代謝内科 内分泌内科 小児科 小児科(新生児) 小児外科 外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 心臓血管外科 泌尿器科 産科 婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線治療科 放射線診断科 麻酔科 病理診断科 救急科
＜病床数＞	293床
＜診療受付＞	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始は除く） 午前8時30分～午前11時30分
＜所在地＞	美浜区磯辺3丁目31番1号
＜電話番号＞	277-7711

第2節 救急医療

1 夜間救急医療

(1) 夜間応急診療

夜間における内科・小児科の急病患者に対して応急診療を行うため、市医師会、市薬剤師会の協力を得て実施しています。

<診療科目>	内科・小児科（電話による医療相談は行っていません）
<診療日>	毎日
<診療時間>	月曜日～金曜日 午後7時～午後12時 土・日曜日・祝日・年末年始 午後6時～午後12時
<受付時間>	診療開始30分前～午後11時30分
<所在地>	市立海浜病院1階 美浜区磯辺3-31-1
<電話番号>	279-3131

(2) 夜間外科系救急医療体制

夜間における外科系の救急医療体制を、市医師会、民間病院等の協力を得て、病院・有床診療所輪番制により実施しています。

<診療科目>	外科・整形外科
<診療日>	毎日
<診療時間>	午後6時～翌日午前6時
<テレホンサービス>	244-8080
<案内時間>	午前8時～翌日午前6時

(3) 夜間開院医療機関案内

夜になって急な発熱などでお困りの方に、開院している医療機関を案内します。

<テレホンサービス>	246-9797
<案内時間>	午後5時30分～午後7時30分
<案内日>	月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）

2 休日救急医療

(1) 休日救急診療所事業

休日等における急病患者に対して初期診療を行うため、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会の協力を得て実施しています。

<診療科目>	内科・小児科・外科・整形外科・耳鼻いんこう科・眼科・歯科
<診療日>	日曜日・祝日・年末年始
<診療時間>	午前9時～午後5時

- <受付時間> 午前8時30分～午前11時30分
午後1時～午後4時30分
- <所在地> 休日救急診療所（総合保健医療センター1階）
美浜区幸町1-3-9 電話 238-9911
- <テレホンサービス> 244-5353
- <案内時間> 休日の午前8時～午後4時15分

(2)産婦人科休日当番医

休日等における産婦人科系疾患の急病患者的の初期診療を行うため、市医師会に委託して在宅当番医制により実施しています。

＝当番医に関すること＝

- <診療日> 日曜日、祝日、年末年始
- <診療時間> 午前9時～午後5時
- <テレホンサービス> 244-0202
- <案内時間> 休日の午前8時～午後5時

第3節 要介護高齢者・心身障害者（児） 歯科診療

1 定点診療事業（休日救急診療所）

「要介護高齢者」、「心身障害者（児）」の歯科医療を確保するため、市歯科医師会・市薬剤師会の協力を得て実施しています。

＜診療日＞	原則 木曜日
＜診療時間＞	午前9時30分～午後0時30分
＜対象者＞	千葉市内に住所を有する要介護高齢者・心身障害者（児）
＜受付＞	予約制 (公財)千葉市保健医療事業団 電話 238-9912
＜所在地＞	休日救急診療所（総合保健医療センター2階） 美浜区幸町 1-3-9

2 訪問歯科診療事業

在宅要介護者の歯科診療を確保するため、市歯科医師会の協力を得て実施しています。

＜対象者＞	市内に住所を有する在宅要介護者（40歳以上）で、歯科医療機関に通院することが困難な者 ※住宅・居宅系サービスであるサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）を含む。
＜受付＞	予約制 (公財)千葉市保健医療事業団 電話 238-9912

